

寒川町教育委員会公印規程新旧対照表

現行							改正案						
(趣旨)							(趣旨)						
第1条 寒川町教育委員会並びに寒川町立学校及び学校以外の教育機関の公印については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。							第1条 寒川町教育委員会並びに寒川町立学校_____の公印については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。						
～略～							～略～						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	形式	用途	保管者	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	形式	用途	保管者
(略)							(略)						
寒川町民センター館長印	てん書	方18	木印	寒川町民センター館長之印	各館長名で発する文書	各館長	(削る)						
寒川町北部公民館館長印	てん書	方18	木印	長部寒川町北部公民館之印			(削る)						
寒川町南部公民館館長印	てん書	方18	木印	館南寒川町南部公民館長之印			(削る)						
寒川総合図書館館長印	てん書	方18	木印	館合寒川総合図書館長之印			(削る)						
～略～							～略～						
							附 則						
							この訓令は、平成29年4月1日から施行する。						